

平成18年10月20日

各 位

会 社 名 新日本製鐵株式會社
(URL <http://www.nsc.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 三村 明夫
(コード番号 5401 東証、大証、名証、福証、札証)
問合せ先 広報センター所長 白須 達朗
(TEL. 03 - 3275 - 5014)

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行及び
当社海外子会社によるユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年10月20日開催の取締役会において、当社が当社海外子会社（英領ケイマン諸島に設立した当社の100%出資子会社“NS Preferred Capital Limited”。以下「NS社」）を割当先としてユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本転換社債型新株予約権付社債」）総額3,000億円を発行し、NS社が同額のユーロ円建交換権付優先出資証券（以下「本交換権付優先出資証券」）を発行する方法により資金調達を行うことを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

今回発行する本交換権付優先出資証券は、第三者割当方式にて発行し、当社の主要取引銀行3行を割当先に予定しております。

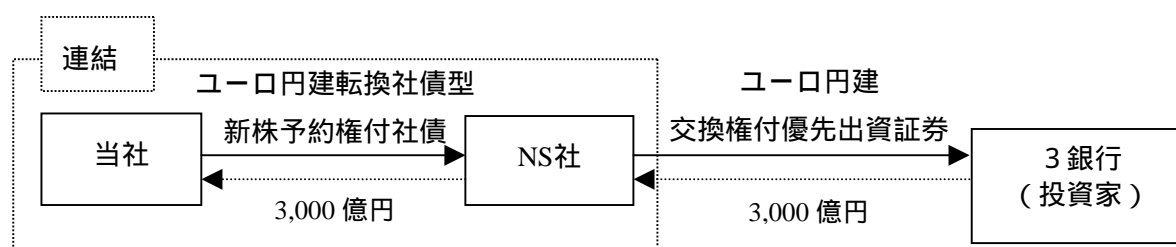
【本交換権付優先出資証券発行の目的及び背景】

当社グループは、平成17年12月に策定いたしました平成20年度中期連結経営計画に基づき、高級鋼主体の総合力 No.1 企業を目指して諸施策に取り組んでおります。そうした中で、計画策定時の想定を上回る高級鋼需要に確実に対応していくため、設備の新鋭化や高級鋼一貫体制の強化、顧客ニーズに応える新商品の開発等、将来の利益成長に向けたより積極的な投資を実施していく方針であります。また、国内外の鉄鋼各社等とのアライアンスについても、積極的に深化・拡大していく予定であり、こうした諸施策により一層の利益成長を図ってまいります。

これら利益成長に向けた投資の機動的実行と、健全な財務体質の維持・向上を両立するとの方針は今後とも堅持していきたいと考えております。本交換権付優先出資証券は主要格付機関から70%以上の資本性が認められるとの評価をいただいております。安定的な財務体質の構築が図れる資金調達手段と判断しております。なお、本交換権付優先出資証券は子会社が行う資本調達であることから、連結バランスシート上においては少数株主持分として計上されます。

ご注意:この文書は、当社の2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及びNS Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

【スキーム全体の概要】



当社は、NS社を割当先として本転換社債型新株予約権付社債総額 3,000 億円を発行し、NS社は、3 銀行（投資家）を割当先（予定）として本交換権付優先出資証券総額 3,000 億円を発行します。

当社は、本交換権付優先出資証券に係る配当等の支払いを保証する旨の契約（劣後保証契約）を NS社と締結します。

【本スキームの特徴】

<資本性>：本交換権付優先出資証券には、予め定められた償還期日がないこと（注：2012 年 1 月 20 日以降、任意償還される場合があります。）、弁済順位が全ての一般債権に対して劣後すること、一定の条件に抵触した場合に配当が制限されること等から、主要格付機関からも 70%以上の資本性が認められるとの評価をいただいております。

<交換権>：本交換権付優先出資証券には、当社が発行する本転換社債型新株予約権付社債へ交換することができる権利（交換権）が付されております。さらに、交換権には、新株予約権の自動権利行使条項が付されており、投資家が交換権を行使した場合には、投資家に当社普通株式が交付されることとなります。

<新株予約権>：新株予約権を付すことで金利コストの軽減をはかりつつ、時価を 50%上回るハイブリッドな転換価額を設定することで、1 株利益の希薄化を極力抑えられるよう配慮しております。なお、新株予約権の行使に対しては金庫株の活用も検討しております。

ご注意：この文書は、当社の 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び NS Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

記

I. ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

1. 社債の名称 新日本製鐵株式會社 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本転換社債型新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 本社債の払込金額 本社債額面金額の 100%（各本社債の額面金額 100,000,000 円）
3. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭の額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
4. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日 2006 年 11 月 9 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
5. 募集の方法 第三者割当の方法により NS Preferred Capital Limited に総額を割当てる。
6. 本新株予約権に関する事項
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
- 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（以下「本株式」という。）とする。
- 本新株予約権の行使により当社が交付すべき本株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合、本転換社債型新株予約権付社債の新株予約権者は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権を行使して現金により精算する。
- 転換価額
- (i) 当初転換価額
- 転換価額は、当初 740 円とする。
- (ii) 転換価額の調整
- 転換価額は、本転換社債型新株予約権付社債発行後、当社が本株式の時価を下回る払込金額により、新たに本株式を発行し又は当社の保有する本株式を処分する場合、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式（但し、当社の保有する本株式を除く。）の総数をいう。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$
- また、転換価額は、本株式の分割又は併合、本株式の時価を下回る価額をもって本株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行、当社による一定限度を超える当社株主への配当の支払い、その他の転換価額の調整が必要となる一定の場合にも、上記に準じて、実質的に転換に係る条件が維持される価額に調整される。但し、当社のストック・オプション・プラン、インセンティブ・プランの場合には調整は行われない。
- (2) 本新株予約権の総数 各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、合計 3,000 個を発行する。

ご注意: この文書は、当社の 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び NS Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により本株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 本新株予約権を行使することができる期間
2006年11月9日から2012年1月13日の銀行営業終了時までとする。
- (7) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 本新株予約権の行使請求受付場所
主代理人(The Bank of New York)とし、その指定事業所はOne Canada Square, London, E14 5ALに所在する。
- (9) 新株予約権の取得事由
当社は、本転換社債型新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、2012年1月13日(以下「取得日」という。)から1ヶ月以上2ヶ月以内の事前の通知(撤回不能とする。)(以下「取得通知」という。)を行った場合、取得日に、本転換社債型新株予約権付社債の全部又は一部を、下記(11)記載の社債(以下「本永久劣後債」という。)と引換えに取得することができる。
- (10) 取得する新株予約権の一部の決定方法
上記(9)の規定に基づき、本転換社債型新株予約権付社債の一部を取得する場合には、一般実務を考慮して、適用法令及び関連当局の規則に従い、その状況に応じて公正かつ合理的である場所及び方法で抽選を行うものとする。かかる場合、取得通知には、取得される本転換社債型新株予約権付社債の社債番号を記載するものとする。
- (11) 新株予約権の取得と引換えに交付する社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
本永久劣後債の種類
()本永久劣後債の利率並びに利息支払の方法及び期限
本永久劣後債の利息は、2012年1月13日以降、利率決定日における計算代理人(The Bank of New York)により決定される6ヶ月円LIBORに1.70%を加えた値とし、毎年1月20日及び7月20日(当該日が営業日でない場合は、その直後の営業日とし、直後の営業日が翌暦月になる場合は、直前の営業日とする。以下、それぞれを「永久劣後債利払日」という。)に、当該永久劣後債利払日の直前の永久劣後債利払日から(当日を含む。)当該永久劣後債利払日まで(当日を除く。)の期間(以下「永久劣後債利息計算期間」という。)についての経過利息が支払われる。但し、初回の永久劣後債利払日(2012年1月20日とし、以下「初回永久劣後債利払日」という。)に係る永久劣後債利息計算期間は、2012年1月13日から(当日を含む。)初回永久劣後債利払日まで(当日を除く。)とし、初回永久劣後債利払日に支払われる利息は、各本永久劣後債につき43,322円とする。
()本永久劣後債の償還の方法及び期限
本永久劣後債は、期限を定めないものとし、「 . ユーロ円建交換権付優先出資証券の概要」記載のユーロ円建交換権付優先出資証券(以下「本優先出資証券」という。)の償還による償還、税制変更

ご注意:この文書は、当社の2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及びNS Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

による繰上償還、特別事由による繰上償還その他本転換社債型新株予約権付社債の要項（以下「本転換社債型新株予約権付社債要項」という。）に定める場合においてのみ償還されるものとする。

- () 利息に関する制限
強制停止、任意停止、分配可能額制限、配当制限、強制支払いその他本転換社債型新株予約権付社債要項に定める一定の制限が付される。
- () 本永久劣後債の券面様式
無記名式の社債券とする。本永久劣後債の社債権者（以下「本永久劣後債権者」という。）は、本永久劣後債の社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。
本永久劣後債の金額の合計額又はその算定方法
取得する本転換社債型新株予約権付社債の額面金額の総額と同額とする。
その他
- () 劣後条項
本永久劣後債には、下記 7. (8) と同様の劣後条項が定められている。
- () 期限の利益喪失に関する特約
本永久劣後債に関する額面金額及び利息の支払いについては、本転換社債型新株予約権付社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

7. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の総額 300,000,000,000 円
- (2) 各本社債の額面金額 各本社債の償還すべき額（以下「額面金額」という。）は、100,000,000 円とする。
- (3) 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限
本社債の利息は、2006 年 11 月 9 日以降、額面金額に対して年利 2.228% とし、毎年 1 月 20 日及び 7 月 20 日（以下、それぞれを「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日から当該利払日の前日までの期間（以下「利息計算期間」という。）についての経過利息が支払われる。但し、初回の利払日（2007 年 1 月 20 日）に係る利息計算期間は、2006 年 11 月 9 日から 2007 年 1 月 19 日までとし、同利払日に支払われる利息は、各本社債につき 439,411 円とする。本(3)に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。次の()乃至()の場合には、各本社債の利息は、それぞれに定める日以降は発生しないものとする。
 - () 本新株予約権が行使された場合
本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利払日（当該行使に関する本新株予約権の効力発生日が初回の利払日以前にあたる場合には払込期日）
 - () 上記 6. (9) に従い当社が本転換社債型新株予約権付社債を取得した場合
当該取得日
 - () 償還の場合（本社債の額面金額の支払いが不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の額面金額の支払いに関して債務不履行が生じている場合を除く。）
本社債の償還期日
上記()括弧書の場合には、かかる留保、拒絶又は債務不履行の日から、(a)本社債権者若しくはその代理人が当該本社債に関して期限が到来している一切の金額を受領した日又は(b)主代理人が、期限の到来している本社債に関する一切の金額を受領する旨を本社債権者に対して

ご注意:この文書は、当社の 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び NS Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

通知した日の7日後の日の、いずれか早く到来する日までの間（その後本社債権者に対する実際の支払いにつき更に不履行が生じた場合を除く。）、利息は年利2.228%で継続して発生する。

(4) 利息に関する制限

強制停止

() 財務事由が当社の直近の連結財務諸表又は中間連結財務諸表（以下、あわせて「連結財務諸表」という。）の作成日現在において生じている場合、当社は、利払日の属する月の第3営業日（以下「通知日」という。）までに、本社債権者に対し通知（以下「強制停止通知」という。）を行うことにより、当該利払日における本社債の利息の支払いの全部を繰り延べる。

() 下記 に定める分配可能額制限又は下記 に定める配当制限が効力を生じている場合、当社は、通知日までに、本社債権者に対し通知を行うことにより、分配可能額制限又は配当制限に従い、当該利払日における本社債の利息の支払いの全部又は一部を繰り延べる。上記()及び()の事由をそれぞれ「強制停止事由」といい、強制停止事由の発生により繰り延べられた利息の未払金額を「強制停止金額」という。

強制停止金額には、強制停止事由が生じていなければ当該利息が支払われるはずであった利払日（以下「強制停止利払日」という。）から（当日を含む。）強制停止金額が弁済される日まで（当日を除く。）、年率2.228%の利息が付される（なお、当該強制停止金額に関する経過利息に対する利息は生じない。）。各本社債に関して、ある時点で残存するすべての強制停止金額及びその経過利息を「強制未払残高」という。

「財務事由」とは、(a)当社につき2連続事業年度において営業損失がその連結財務諸表に計上された場合、又は(b)当社の直近の連結財務諸表に計上される資本合計（当社の直近の連結財務諸表に計上される純負債と純資産の合計をいう。）に対する純負債の割合が70%を超えた場合をいう。

「純負債」とは、当社の連結財務諸表に計上される有利子負債（借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーの合算値）から現金及び現金同等物の合計額を控除したものをいう。

任意停止

強制停止事由及び下記 に定める強制支払事由のいずれも発生しておらず、かつ継続していない場合、当社は、その裁量にて、通知日までに、本社債権者に対し通知（以下「任意停止通知」という。）を行うことにより、当該利払日における本社債の利息の支払いの全部又は一部を繰り延べることができる（当該繰延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」という。）。

上記にかかわらず、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日（以下「任意停止利払日」という。）の直後の同順位劣後債務（本社債と実質的に類似する劣後債務として本転換社債型新株予約権付社債要項に定めるものをいう。）の利息の支払日に、当該同順位劣後債務に関する利息が支払われたときは、当該任意停止利払日における任意停止金額は、当該任意停止利払日の直後の利払日に支払われなくてはならない。

任意停止金額には、任意停止利払日から（当日を含む。）任意停止金額が全額弁済される日まで（当日を除く。）の間、年率2.228%の利息が付される（なお、当該任意停止金額に関する経過利息に対する利

ご注意:この文書は、当社の2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及びNS Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

息は生じない。)。但し、本転換社債型新株予約権付社債要項に規定する一定の事項に該当する場合、当該任意停止金額及びその経過利息は、当該任意停止利払日を強制停止利払日とする強制停止金額及び経過利息として取り扱われ、当該時点での強制未払残高の一部となり、当該時点での任意未払残高(任意停止金額及びその経過利息であって、当該時点において上記に従い強制停止金額として取り扱われていないものをいう。)の一部ではなくなる。

分配可能額制限

当社は、各利払日の直前の通知日の前営業日までに、当該日現在の分配可能額を計算し、当該分配可能額が、当該利払日に支払われるべきその時点でのすべての本社債に関する利息金額の総額を下回るか否かを確定する(下回る場合に適用される制限を「分配可能額制限」という。)。分配可能額制限に該当する場合、当社は、強制停止通知に、分配可能額を記載するものとし、当該利払日に、分配可能額制限基準額を残存する本社債の個数で除した金額を利息として支払う。

「分配可能額制限基準額」は、分配可能額と同額とする。但し、当該利払日に係る計算期間の末日から(当日を含む。)当該利払日まで(当日を含む。)の期間中に、同順位劣後債務に関して利息が支払われた場合は、本転換社債型新株予約権付社債要項に定める計算式により調整される金額とする。

「計算期間」とは、いずれかの利払日に関して、当該利払日に先立つ前々利払日の直前の通知日から(当日を含む。)当該利払日の直前の通知日の前日まで(当日を含む。)に終了する期間をいう。

配当制限

ある計算期間において、当社が本優先株式(当社が発行する株式で、配当及び清算時の権利に関して本株式に優先するもの(複数の種類の株式がこれに該当する場合は、最上位のもの)をいう。)に関する配当をしなかった場合、又は全額に満たない金額を配当した場合(以下「配当制限」という。)、当該計算期間の末日の直後の利払日において支払われる各本社債の利息の金額(0円となる場合もある。)は、利息金額に本転換社債型新株予約権付社債要項に従い計算される配当制限割合を乗じた金額(分配可能額制限により制限又は禁止されない場合に限り、かつ、下記(8)に定める劣後事由が生じた場合にはその効力に従うものとする。)とする。

強制支払い

上記、及びの規定にかかわらず、強制未払残高が残存し、かつ強制停止事由が継続している間に、強制支払事由(当社が本株式及びその他の株式(本優先株式並びに配当及び清算時の権利に関して本優先株式と同順位のものを除く。)に関する配当金(中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。)を支払う決議をした場合又は支払いを行った場合等をいう。)が生じた場合は、当社は、当該強制支払事由に係る強制利払日(強制支払事由が生じた計算期間の末日の直後の利払日をいう。)の後、2回目の利払日以前の利払日において、本転換社債型新株予約権付社債要項に従い、当該強制利払日に関する利息金額とともに、当該強制利払日現在のすべての強制未払残高を弁済すべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うものとする。

(5) 償還の方法及び期限

満期償還

当社は、2012年1月20日に本社債を額面金額の100%で、同日まで(当日を除く。)の未払経過利息及び未払残高(ある時点における強

ご注意:この文書は、当社の2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及びNS Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

制未払残高及び任意未払残高の総額をいう。)の支払いとともに償還する。

期中償還

() 優先出資証券の償還による償還

本優先出資証券の全部が、本優先出資証券の要項に従い償還される場合(本転換社債型新株予約権付社債要項に定める税制事由又は特別事由にも該当する償還事由による場合を除く。)、当社は、本社債権者に対し、直ちに、30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知(撤回不能とする。)を行い、本優先出資証券の償還日に、本社債の全部(一部は不可)を(a)額面金額の 100%又は(b)本転換社債型新株予約権付社債要項に従い決定される補填支払額のうちいずれか高い方の金額で、当該償還日まで(当日を除く。)の未払経過利息及びすべての未払残高の支払いとともに償還するものとする。

() 税制変更による繰上償還

本転換社債型新株予約権付社債要項に定める税制事由が生じ、かつ継続している場合、当社は、30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を(a)額面金額の 100%又は(b)補填支払額のうちいずれか高い方の金額で、当社が当該償還のために設定する日まで(当日を除く。)の未払経過利息及びすべての未払残高の支払いとともに、当該償還日に償還することができる。

() 特別事由による繰上償還

特別事由が生じ、かつ継続している場合、当社は、30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を(a)額面金額の 100%又は(b)補填支払額のうちいずれか高い方の金額で、当社が当該償還のために設定する日まで(当日を除く。)の未払経過利息及びすべての未払残高の支払いとともに、当該償還日に償還することができる。

「特別事由」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(a) 格付事由

格付機関(株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所及びムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)のうち 2 社以上が、本優先出資証券について、各格付機関が本優先出資証券の発行日時点の資本金より低いものとして取扱うことを決定した場合であって、(イ)本優先出資証券を上記のように取り扱う旨の決定が当該格付機関により当社に対して伝えられたとき(口頭であるか書面であるかを問わない。)、又は(ロ)当該事実が資本金の評価基準又は格付基準の変更が公表されている資料から容易に確認できるものであるとき

(b) 上場廃止事由

本株式が日本のいずれの証券取引所においても上場されなくなった場合

(6) 本転換社債型新株予約権付社債券の様式

無記名式の新株予約権付社債券(以下「本社債券」という。)とする。但し、本社債券の印刷及び引渡しがあるまで、その総額を表章する無記名式包括新株予約権付社債券 1 枚を発行する。本社債券は一定の場合にのみ発行され、発行される場合の総数は 3,000 枚とする。本社債権者は、本社債券について、記名式とすることを請求できないものとする。

(7) 本社債の担保又は保証

本社債には担保又は保証を付さない。

ご注意:この文書は、当社の 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び NS Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

- (8) 劣後条項 当社は、劣後事由（当社に対して清算手続が開始され、又は破産手続開始の決定、会社更生手続開始の決定若しくは民事再生手続開始の決定がなされた場合をいう。）の発生後速やかに、本社債権者に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の(i)乃至()を合計した金額（以下「清算請求額」という。）の劣後請求権（清算に係る債権、破産債権、更生債権又は再生債権をいう。）を有するものとする。

()劣後事由発生日（劣後事由が発生した日をいう。）において本社債権者が保有する未償還の本社債の額面金額

()同日における当該本社債に関する未払残高

()同日まで(当日を除く。)の本社債に関する未払経過利息(上記()に含まれるものを除く。)

劣後請求権は、劣後支払条件（それぞれの手続において、本社債及び同順位劣後債務等を除く一切の債務が全額支払われた場合として、本転換社債型新株予約権付社債要項に定める場合をいう。）が発生した場合のみ、かつ、劣後事由発生日に本優先株式が存在する場合には、本社債残余財産分配額の範囲内でのみ、支払い（配当を含む。）の対象となるものとする。

「本社債残余財産分配額」とは、各本社債に関して支払われる金額で、劣後事由発生日において本優先株式が残存している場合に、本社債の清算請求額に対する当該支払金額の割合が、各本優先株式の優先残余財産分配金額全額に対する各本優先株式に対して支払われる残余財産分配額の割合と同一となるものをいう。

- (9) 本社債の償還金支払場所 6.(8)記載の主代理人の指定事業所

8. 上場 該当事項なし。
9. 安定操作取引 該当事項なし。

ユーロ円建交換権付優先出資証券の概要

1. 証券の名称 ユーロ円建交換権付優先出資証券（以下「本優先出資証券」という。）
2. 発行会社 NS Preferred Capital Limited（以下「発行会社」という。）
3. 保証会社 当社
本優先出資証券に基づく本優先出資証券の保有者（以下「本優先出資証券保有者」という。）に対する支払いに関し、当社より劣後保証が付される。
4. 格付 A / A + / A 3（R&I / JCR / Moody ' s）
5. 券面様式 記名式額面優先出資証券
6. 発行総額 300,000,000,000 円（1口あたり発行価額 100,000,000 円）
7. 発行日 2006年11月9日
8. 募集の方法 第三者割当の方法により株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行に割当て。なお、割当先においては、今後発行日までの間に正式な社内手続きを予定している場合がある。
9. 償還期限 なし（但し、任意償還、税制変更による償還、特別事由による償還、買入消却の場合を除く。）。
10. 任意償還条項 2012年1月20日以降の各配当支払日に、発行会社は、当社から本転換社債型新株予約権付社債又は本永久劣後債を償還する旨の通知を受け

ご注意:この文書は、当社の2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及びNS Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

- た場合に限り、本優先出資証券保有者に対し、30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知を行うことにより、本優先出資証券の全部又は一部を本優先出資証券 1 口当たり 100,000,000 円で償還することができる。
11. 配 当 率
 固定配当率
 本優先出資証券に係る配当は、発行日以降、2012 年 1 月 20 日まで(当日を除く。)、本優先出資証券の残余財産分配確定額に年率 2.228% を乗じた額とする。但し、初回の配当は、本優先出資証券の残余財産分配確定額 (100,000,000 円) 当たり 439,411 円とする。
 変動配当率
 本優先出資証券に係る配当は、2012 年 1 月 20 日以降、本優先出資証券の残余財産分配確定額に、変動配当率決定日において計算代理人により決定される 6 ヶ月円 LIBOR に 1.70% を加えた年率を乗じた額とする。(年 360 日の日割計算、円単位未満四捨五入)
12. 配 当 支 払 日
 固定配当支払日
 発行日以降 2012 年 1 月 20 日まで (当日を含む。) の毎年 1 月 20 日及び 7 月 20 日 (但し、各固定配当支払日が営業日でない場合は支払いは翌営業日まで猶予される。)
 変動配当支払日
 2012 年 7 月 20 日以降の毎年 1 月 20 日及び 7 月 20 日 (但し、各変動配当支払日が営業日でない場合はその直後の営業日とし、かかる日が翌暦月となる場合には、その直前の営業日とする。)
13. 配 当 の 累 積
 本優先出資証券保有者の配当は、下記 14. の配当支払制限に伴い累積する。
14. 配 当 に 関 す る 制 限
 本転換社債型新株予約権付社債又は本永久劣後債の利息の支払いが「 . ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要」に従って制限される場合、本優先出資証券に係る配当の支払いも同様に制限される。
15. 交 換 権 に 関 す る 事 項
 (1) 交 換 権
 本優先出資証券保有者は、下記(2)に定める交換請求期間において、本優先出資証券を本転換社債型新株予約権付社債に交換することができる(以下「交換権」という。)
 (2) 交 換 請 求 期 間
 2006 年 11 月 9 日以降 2012 年 1 月 13 日まで (当日を含む。)
 (3) 自 動 権 利 行 使
 交換権行使の効力発生日以降、発行会社は、本優先出資証券保有者に対し、交換権が行使された本優先出資証券に係る残余財産分配確定額に相当する額面金額の本転換社債型新株予約権付社債を交付し、かかる本優先出資証券保有者は、当該社債に付された新株予約権を即時に行使することにより当社普通株式の交付を受ける。
 (4) 交 換 代 理 人
 The Bank of New York
16. 残 余 財 産 分 配 確 定 額
 本優先出資証券の 1 口当たりの金額は 100,000,000 円とする。

以 上

ご注意: この文書は、当社の 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び NS Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取金概算額 297,430 百万円については、主として設備資金・投融資に充当し、一部借入金返済に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 会社収益への影響

成長性の高い高級鋼分野への積極投資に加え、総合的なコスト競争力強化に向けた事業基盤の強化を推進することにより、中期的な収益基盤の更なる改善が見込まれます。また、今回の調達の目的である資本性強化により財務体質の改善が図られ、当社全体の調達コストの軽減に寄与するものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

各期の連結業績に応じた利益の配分を基本として、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金所要及び先行きの業績見通し等を勘案するとともに、さらなる財務体質の強化を図りつつ、配当を実施する方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

連結業績に応じた利益配分の指標としては、連結配当性向 20%程度（単独配当性向 30%程度）を基準と致しますが、当面は財務体質改善が最優先課題であることから、連結配当性向 15～20%程度（単独配当性向 20～30%程度）と、基準に比べ、やや抑制した水準を目安とさせていただきますこととしております。

(3) 過去3決算期間の配当状況

(単体)	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	4.62 円	21.63 円	36.21 円
1 株当たり年間配当金	1.5 円	5.0 円	9.0 円
実績配当性向	32.5%	23.1%	24.5%
株主資本当期純利益率	4.0%	15.6%	20.2%
株主資本配当率	1.2%	3.3%	4.3%

(注) 各決算期の 1 株当たり当期純利益は、当該決算期の当期純利益を期中平均株式数でそれぞれ除した数値であります。

各決算期の株主資本当期純利益率は、当該決算期の当期純利益を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本（当該決算期末の資本の部合計）で除した数値であります。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

今回のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行により、直近（平成 18 年 9 月 30 日現在）の発行済株式数に対する潜在株式の比率は 5.96%となる見込みです。

(注) 潜在株式の比率は、今回発行する新株予約権が全て行使された場合に交付される普通株式数を、直近の発行済普通株式数で除したものです。

直近の発行済普通株式数：6,806,980,977 株

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンス
該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び NS Preferred Capital Limited のユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	141 円	244 円	268 円	457 円
高 値	253 円	294 円	479 円	513 円
安 値	127 円	203 円	242 円	370 円
終 値	243 円	271 円	456 円	493 円

(注) 平成19年3月期の株価については、平成18年10月19日現在で表示しています。

(3) 割当先の概要

販売予定先の氏名又は名称		NS Preferred Capital Limited	
販売される新株予約権付社債(額面)		金 300,000,000,000 円	
払込金額		金 300,000,000,000 円	
割当予定 先の内容	住所	ケイマン諸島・グランドケイマン・ジョージ タウン・サウスチャーチストリート・アグラ ランドハウス 私書箱 309GT M&C コーポレー ト・サービス・リミテッド c/o M&C Corporate Services Limited, PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	
	代表者の氏名	社長 広瀬 隆明	
	資本の額	2,000 円(注)	
	事業の内容	優先出資証券の発行等	
	大株主及び持株比率	当社 100%(注)	
当社との 関係	出資 関係	当社が保有している販 売予定先の株式の数	2 株(注)
		販売予定先が保有して いる当社の株式の数	- (注)
	取引関係等	当社の子会社	
	人的関係等	役員の兼任等は 2 名	

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成18年10月20日現在のものであります。

(4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意: この文書は、当社の2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及びNS Preferred Capital Limitedのユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集又は販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づき登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。